

令和6年3月14日

行田市教育委員会
教育長 渡辺 充 様

行田市公立学校通学区域等審議会
会 長 柿 沼 耕 一



行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈骨子編〉について（答申）

令和5年12月21日付け行教総第1364号により諮問を受けた標記の件
について、審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈骨子編〉
に関する答申

令和6年3月

行田市公立学校通学区域等審議会

1.はじめに

行田市教育委員会では、子どもたちが一定規模の集団の中でお互いに尊重しつつも切磋琢磨して学び合う環境がより一層の成長を促すという考えのもと、平成31年3月に「行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画」（以下「再編成計画」という。）を策定し、学校再編に取り組んできました。その結果、令和5年3月には喫緊の課題であった小学校における複式学級を解消・回避することができました。その一方で、当該計画に位置付けていた見沼中学校区における義務教育学校の設立については、残念ながら保護者・地域住民の皆様から賛同を得ることができず、小中一貫教育の良さを最大限引き出すことが期待された新しい形の学校の誕生には至りませんでした。

こうした中、本市の児童生徒数は予想を上回る速度で減少しており、学校施設は老朽化による不具合が頻繁に生じている状況にあります。また、不登校などが中学1年生になったときに大幅に増える、いわゆる「中1ギャップ」という現象が本市においても発生している他、複雑な家庭環境で育つ子どもや特別な配慮が必要となる児童生徒が増加し、それぞれの教育ニーズに合わせた対応が必要になるなど、学校が抱える課題は複雑かつ多様化しています。

行田市教育委員会では、このような状況は様々な教育活動に著しい支障をきたす恐れがあると判断したことから、改めて現行の再編成計画の抜本的な見直しに着手し、新たな計画の素案である「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈骨子編〉（案）」（以下「骨子編」（案）という。）を作成しました。そして、令和5年12月21日付けで行田市公立学校通学区域等審議会（以下「審議会」という。）に「骨子編（案）」の審議に係る諮問をいただいたところです。

当審議会は、学校長、PTA役員、学識経験者、公募の市民12名で組織しており、これまでに3回の会議を開催し、様々な視点で議論を重ね、慎重に審議しました。その結果は以下のとおりです。

2-1. 義務教育学校設置のための学校再編について

小学校教育6年間、中学校教育3年間のいわゆる6-3制の仕組みについては、昨今、「身体的な発達のスピードが速まり、思春期の到来も早まっている小学校高学年の児童に対する指導に限界がある」と指摘する声があります。また、小学校段階から中学校段階に上がる過程で教育活動に大きな差異が生じたり、人間関係の課題が顕在化したりと、子どもたちは思春期に大きな環境の変化に直面し、戸惑いを感じながら新しいステージへと進んでいかなければならないことから、小学校と中学校の間の連携や接続についても不十分であるといわれています。

こうした流れを受け、現在、本市では小中一貫教育に取り組んでいるところですが、当審議会としては、子どもたちが義務教育9年間でこれまで以上に安心して過ごすことができる教育環境の中で、それぞれが持つ資質・能力を伸ばすことができるよう、小中一貫教育の取組みをより一層充実させ、小中学校の教員が垣根を越えて全ての児童生徒に対して分け隔てなく指導できる体制を早期に築くことを望みます。

また、先進的に小中一貫教育に取り組んでいる学校では、小中学校の教員が義務教育9年間の全体像を把握した上で、学びの系統性や連続性を持った教育課程を編成・実施することにより、学習面でのつまづきを速やかに解消する効果が見られたり、異学年交流により児童生徒の主体性や他者を思いやる心を育成できたりと、多くの面で成果が認められています。特に、一人の校長が小中学校の教職員組織をマネジメントしながら小中一貫教育に取り組むことで、より顕著な成果が出ているとの調査結果が報告されています。これを踏まえ、教育委員会では小中学校の教職員組織が一体となった義務教育学校を全市的に設置するための学校再編を行っていくことを骨子編に掲げています。当審議会では、こうした考えに基づく学校再編は、保護者をはじめとする多くの方の共感を得られるという結論に達し、妥当であると判断しました。

学校によっては「適正規模の学級数が確保できずクラス替えが叶わない」、「学校ごとに部活動の種類に大きな隔たりが生じ、生徒が希望する部活動が存在しない」、また、教員に目を向けると、小規模校に配置された場合、「一人の教員が複数の校務を掛け持ちしなくてはならないため負担が大きくなる」、あるいは「同じ学年や教科に複数の教員がいないため、指導方法などについて相談や切磋琢磨する機会が少なくなり、指導力向上につながりにくくなる」といった課題が見られます。このように、児童生徒が少なくなることによる不都合が生じている状況を鑑みると、学校再編の取組みを加速させていくべきであり、特に複式学級が発生し、教育活動に著しく支障をきたす事態が見込まれる場合は、義務教育学校の設置を目指しつつも、その進捗状況を把握しながら、その前段階で近隣校への「編入」も検討すべきであると考えます。

今後、円滑に学校再編を進めるため、教育委員会には、見沼中学校区における義務教育学校の設置に至らなかった経緯を十分検証しつつ、先進事例の研究を重ねた上で、義務教育学校の良さだけでなく、懸案事項に係る対策を保護者、地域住民、教職員の皆様に丁寧に説明し、不安の解消に努めることを望みます。

2-2. 新しい学校の通学区域について

教育委員会では、「20年後も持続可能な学校」という将来ビジョンを掲げており、将来的に設置する新しい学校の通学区域は、児童生徒数の将来推計や地理

的要件等を総合的に考慮した結果、市域を3つのブロックに分け、各ブロックに1校ずつ計3校の義務教育学校を設置することを掲げています。

再編後の学級数という視点で見ると、骨子編（案）では、20年後においてもAブロック、Bブロック、Cブロックにおける各学校の前期・後期課程の総学級数が28学級から34学級と文部科学省の「公立小学校、中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」で示す望ましい学級数（小学校は12学級、中学校は9学級）を確保しつつ、各ブロックで均衡が保たれていることが分かります。一人の校長の下、小中学校の教職員組織が一体となった義務教育学校を設置することを想定した場合、この案であれば校長の負担にも配慮しながら、多様な教育活動を展開していくことが可能になるものと考えます。

また、これまで各中学校区単位で小中一貫教育に関する研究を進めてきた経緯を踏まえると、新たな通学区域を中学校区の小中学校を組み合わせることで定めることは妥当であると判断しました。

なお、骨子編に示した通学区域をベースとしつつも、実際に開校する学校の設置位置に応じて一部の通学区域を変更できるようにすることを求めます。また、通学区域の拡張により通学距離が延伸することから、今後通学方法について具体的に定めていくときは、児童生徒の安全第一を念頭に、一から検討するよう付帯意見として述べさせていただきます。

2-3. 新しい学校の位置及び再編スケジュールについて

教育委員会では、骨子編（案）を「学校再編を行う上で方向性を示す羅針盤」として位置付けており、学校再編に当たっての考え方、再編後の学校数、再編対象校の組み合わせなどを示していますが、新しい学校の位置や詳細な再編スケジュールについては骨子編の内容を固めた後の個別計画で示していくとしています。当審議会では、学校再編に取り組む中でこの2つの事項は非常に重要な要素と捉えており、骨子編の中で言及していないことに一抹の不安を感じる意見もありました。しかしながら、慎重さを必要とするこの2つの事項について、保護者をはじめ地域住民、教職員等の皆様との合意形成を経ずに拙速に骨子編に示すことは、かえって混乱を招くとともに不安を助長させるという教育委員会の考えも理解できます。そのため、再編後の学校の位置や既存施設を使用するのか、新設するのか、新校開校までの詳細なスケジュールなど、新校開校に向けた具体的な事項を、骨子編策定後に作成予定の個別計画の中で定めていくことは妥当であると判断しました。その際は、保護者、地域住民、教職員の皆様が納得できるよう、現在使用している校舎の耐用年数、建物面積、収容人数等の客観的なデータを示すとともに、アンケート調査を実施した上で、説得力のある計画案を作成することを望みます。

2-4. その他

現行の再編成計画に基づいた取組みを行うに当たり、事前に再編対象校の学校運営協議会に対して説明を行ったものの、保護者や地域住民の大半は初耳の状態であったと記憶しています。学校再編は保護者、地域住民、教職員の皆様の安心感を得ることが必要不可欠です。そのためには、丁寧に情報提供を行うことが大切であると考えます。これまでは広報紙をはじめ、市ホームページ、学校再編だより等の広報媒体を活用し、周知を行ってきましたが、今後はこれらの手法に加え、市公式SNSや市長からの動画メッセージなど工夫しながら、より一層周知に注力すべきであると考えます。なお、周知の際は、誰もが理解しやすいように簡潔明瞭なものを作成することを意識するとともに、伝える対象に応じた広報手段を選択することが大切であることを付帯意見として述べさせていただきます。

3. おわりに

社会が目まぐるしく、そして劇的に変化する中で、子どもたちが健やかに成長し、今後の人生を豊かに送っていくためには、「生きる力」を身に着けることが必要です。しかしながら、その基礎的な要素となる「知」、「徳」、「体」を育み、子どもたちの資質や能力を伸ばす上で非常に重要な役割を担う学校で、昨今、前述したような課題が生じています。当審議会では、こうした課題を早期に解消し、全ての子ともたちがより良い教育を受けることができるよう、学校再編という切り口から「小中一貫教育」、「義務教育学校の設置」、「新しい学校の通学区域」等について議論を重ね、答申としてまとめました。

当審議会では、本市におけるこれまでの学校再編の取組みは、保護者や地域住民の皆様の理解を得ることができず、意図したとおりに進まなかったという経緯があるため、非常にデリケートな課題として捉えています。

この度新たに示した骨子編では、児童生徒数が減少している特定の学校同士を再編するものではなく、義務教育学校という新しい教育システムを全市的に取り入れるための学校再編であることを強く押し出しています。そのため、今後は全ての地域の保護者や住民の皆様、さらには教職員が学校再編を自分事として認識してもらう必要があり、これまで以上に丁寧な説明が求められます。学校再編は「こどもまんなか」の視点が大変重要です。教育委員会には、こうした視点を常に持ち、学校再編という一つの手段により飛躍的に子どもたちのウェルビーイングを向上させていくことができるよう、確固たる決意を持って取り組んで欲しいと切に願います。そして、その熱意が保護者、地域住民、教職員の皆様に伝わり、理解と協力の下で魅力的な学校の設置に向けた取組みが円滑に進

むことを心から期待します。

4. 審議経過

令和5年 12月21日 教育委員会より諮問
第1回審議会

令和6年 1月18日 第2回審議会

2月14日 第3回審議会

5.行田市公立学校通学区域等審議会委員

No.	役 職	氏 名	選出区分
1	会 長	柿沼 耕一	学識経験者 (第3号委員)
2	副会長	島田 清子	学識経験者 (第3号委員)
3	委 員	安藤 秀一	公立学校の校長 (第1号委員)
4	委 員	多田 昌樹	公立学校の校長 (第1号委員)
5	委 員	櫻井 真佐美	公立学校の校長 (第1号委員)
6	委 員	袴田 彩	公立学校 PTA 役員 (第2号委員)
7	委 員	木村 靖宏	公立学校 PTA 役員 (第2号委員)
8	委 員	羽賀 烈	公立学校 PTA 役員 (第2号委員)
9	委 員	小林 永典	公立学校 PTA 役員 (第2号委員)
10	委 員	飯塚 千十世	学識経験者 (第3号委員)
11	委 員	柿沼 清	公募の市民 (第4号委員)
12	委 員	寺崎 比呂志	公募の市民 (第4号委員)

任期：令和5年12月1日から令和7年11月30日まで